

第8章 街路事業

1 街路事業

1-1 街路事業とは

街路事業は、都市計画事業として行われる道路の整備事業である。

街路事業と道路事業との区分については、概ね市街地内の都市計画において定められた県道及び市町道が都市局所管の街路事業として実施されている。一般街路事業の目的は次のような諸点がある。

- (1) 総合交通体系の一環として、円滑で安全な人と車の交通を確保することにより、都市活動の円滑と安全を保障する。
- (2) 都市形成の骨格として秩序ある街区構成により良好な市街地を構成する。
- (3) 都市内にオープン・スペースを確保し、良好な日照、通風等のある良好な市街地環境を形成する。
- (4) 交通施設及び生活環境施設の用地として、多目的かつ立体的に利用し得る貴重な公共空間を提供する。
- (5) 新市街地、副都心の育成等都市構造の変革を進める重要な手段である。

こうした重要かつ多目的な役割を持つ街路の整備は、周辺環境との調和に留意しつつ積極的に推進しなければならない。

1-2 街路事業と道路事業の区分

道路事業には都市局の所掌する街路事業と道路局の所掌する道路事業とがある。

図1-1、図1-2は、都市計画道路について、両局の所掌範囲が明らかになるように区分したものである。この図からも分かるように、両局の所掌範囲は原則として都市部における都市計画道路は都市局が、それ以外の地域におけるものは道路局が所掌するということであるが、このような所掌区分は必ずしもそのすべてが明確に区分されているわけではなく、既成市街地以外の区域における都道府県又は市町村道のように、用途地域の指定がなされている地域であっても、その都度両局が協議して定めることとされているものもある。

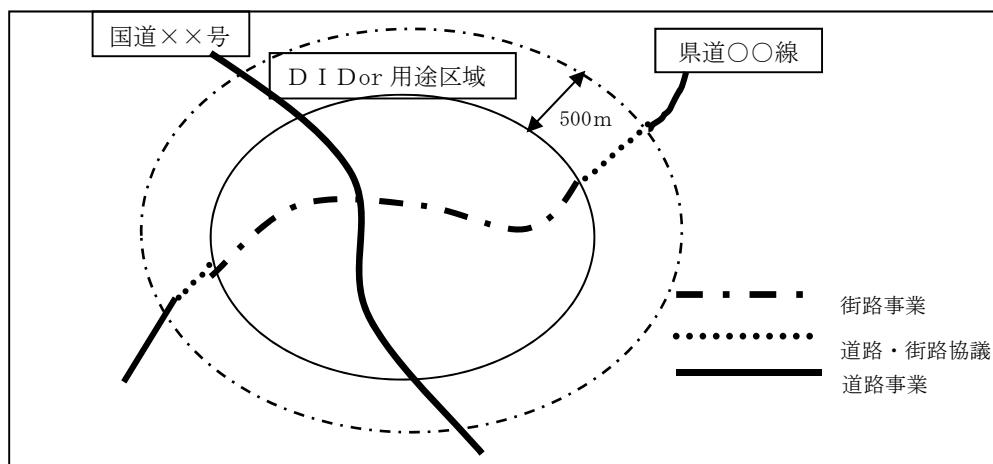


図1-1 街路事業と道路事業の区分

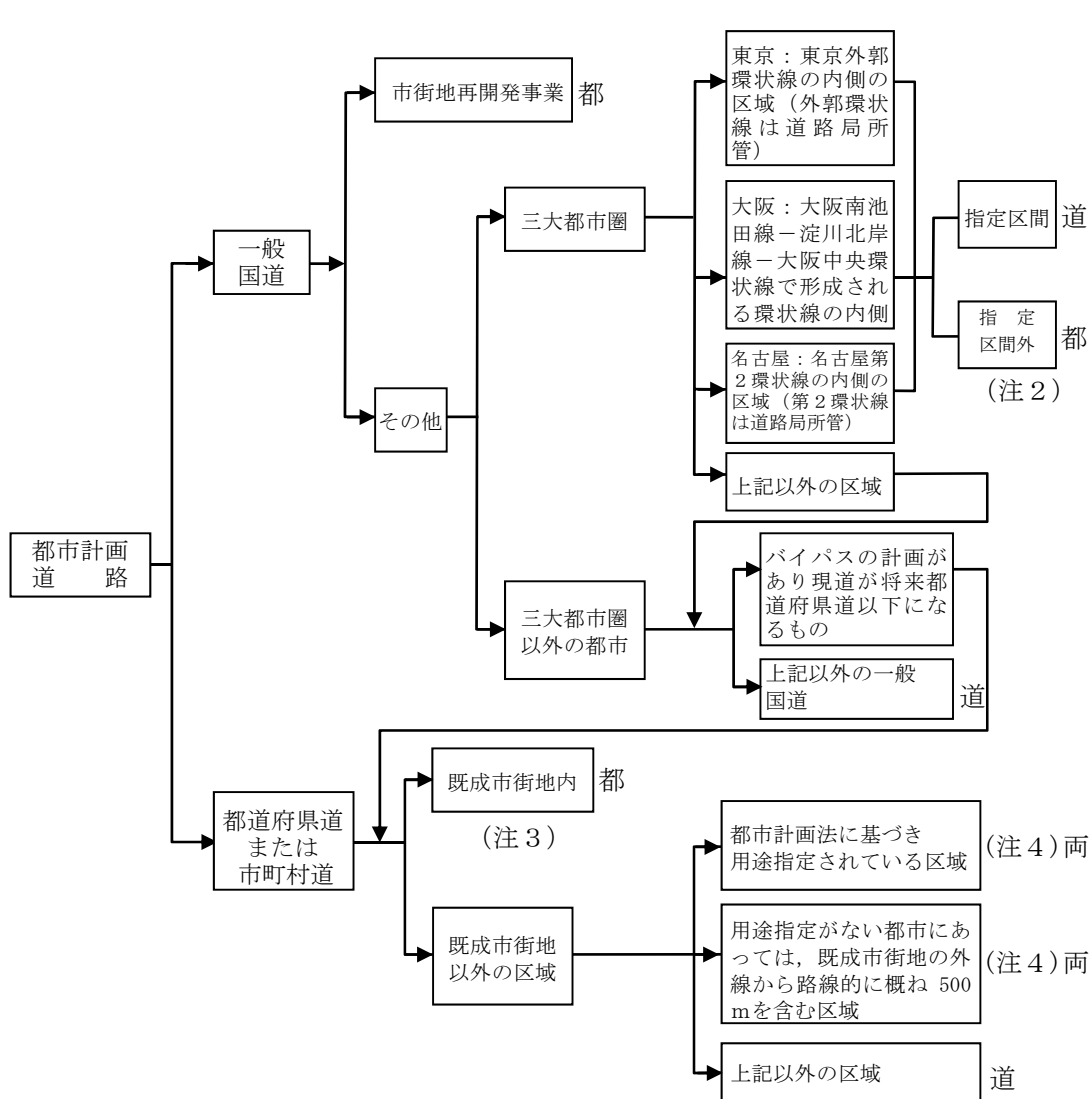


図 1-2 都市計画道路整備事業の都市局・道路局の所管区分
(出典：街路交通事業事務必携 平成 22 年)

- (注) 1 都・都市局所管, 道・道路局所管, 両・都市・道路両局協議
 2 この区分でも道路管理者が必要と認める事業, 例えば交通の隘路となっている地区の道路改築, 橋梁の拡幅, 鉄道との平面交差除却等は道路局の所管とする。
 3 当面, 昭和 45 年度国勢調査による人口集中地区 (DID), 地区が設定されていない場合は同基準に準ずる地区
 4 昭和 45 年度以降昭和 60 年度までに変動した人口集中地区の状況, 道路の交通状況, 沿道の状況, 道路管理の実態などを勘案の上, 両局協議の上決定する。
 5 土地区画整理事業についても, 都市局所管区分に従うものとする。

2 事業認可

2-1 事業認可の手順

(1) 都市計画事業を施行する場合は、都市計画法第 59 条第 1 項及び第 2 項の規定により認可を受けなければならない。また、その変更を行う場合は、都市計画法第 63 条第 1 項の規定により認可を受けなければならない。

(2) 市町村が施行する都市計画事業にあつては県知事の認可を、県が施行するものにあつては国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することになっている。(都計法第 59 条)

(3) 認可がなされると遅滞なく施行者の名称、都市計画事業の種類及び名称、事業施行期間及び事業地を官報又は公報で告示する。

(都計法第 62 条, 66 条)

さらに、都市計画事業の図書が市町村の事務所において、住民の縦覧の用に供され、この縦覧は事業施行期間の終了の日、または施行者が事業地内のすべての土地を取得した時まで行われる。(都計法第 62 条第 2 項)

(4) なお、告示がなされると次のような効果が生じる。

① 事業地内における建築及び土地の形質の変更等が制限される。

(法第 65 条)

② 事業の施行について周知させるための措置 (法第 66 条)

③ 事業地内の土地の先買い権が発生する。(法第 67 条)

④ 事業地内の土地の買取り請求ができる場合がある。(法第 68 条)

⑤ 土地収用法第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示とみなされる。

(法第 70 条)

⑥ 事業により著しく利益を受ける者から受益者負担金を徴収できる。

(法第 75 条)

(5) このように都市計画事業の認可には法律上種々の効果が賦与されており、これにより都市計画事業の迅速かつ円滑な遂行が確保されることになっている。

但し、そのためには下記事項を遵守しなければならない。

① 国土交通省令で定める事項を公告し (公報その他の手段による (施行令第 42 条第 1 項))、公告の内容その他必要な事項を事業地内の適当な場所に掲示すること。

(施行令第 42 条第 2 項)

(この掲示は、その公告の日の翌日から起算して 10 日を経過した日から事業施行期間の終了の日までしなければならない。(施行規則第 58 条))

② 事業地内の土地建物等の有償譲渡について同法第 67 条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じること。

[必要な措置]

ア 土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を事業地内又はその周辺の適当な場所に掲示すること。(施行規則第 53 条)

(この掲示は、事業施行期間の終了の日又は施行者が事業地内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日までしなければならない。)

イ 土地建物の有償譲渡についての制限の内容を土地建物等の所有者に対して通知し、又は新聞紙に広告すること。

③ 事業地内及びその付近地の住民に対し、事業の概要について説明し、意見を聴取する等の措置を講ずること。

[必要な措置]

説明のための会合を開催することとする。（施行規則第 54 条）

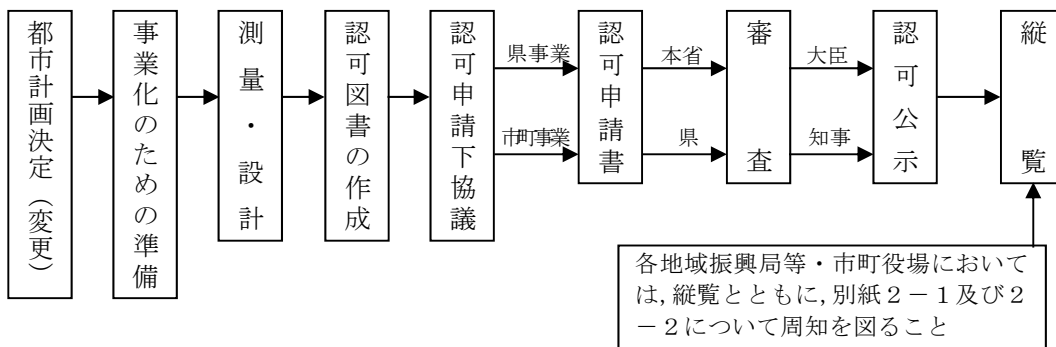
ア 開催する場所は、できる限り、事業地及び付近地の住民の参集の便利を考慮して定めること。

イ 会合の日時及び場所を会合を開催する日の一週間までに、住民に通知し、又は新聞紙に広告すること。

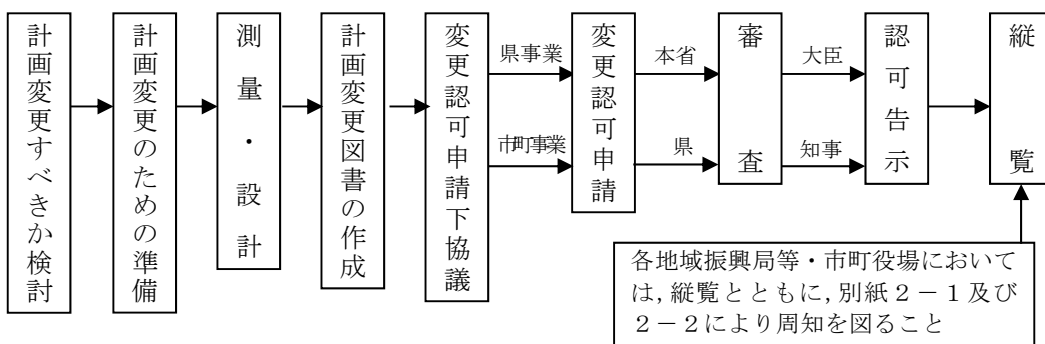
ウ 会合には、都道府県の吏員又は市町村の長若しくは吏員の立会いを求めること。

(6) 都市計画事業認可のフローチャート

①事業認可



②変更認可



(7) 都市計画事業認可申請書に添付する様式及び図書

① 様式……平成 29 年 6 月 8 日付け事務連絡のとおり。

② 図書……都市計画法第 60 条及び同法第 61 条の規定に基づき作成するものとする。

2-2 その他参考資料

(1) 工事設計書

- ① 事業費総括表
- ② 本工事費内訳表
- ③ 附帯工事費内訳表
- ④ 測量及び試験費内訳表
- ⑤ 用地費及び補償費内訳表
- ⑥ その他必要な書類

(2) 工事設計図

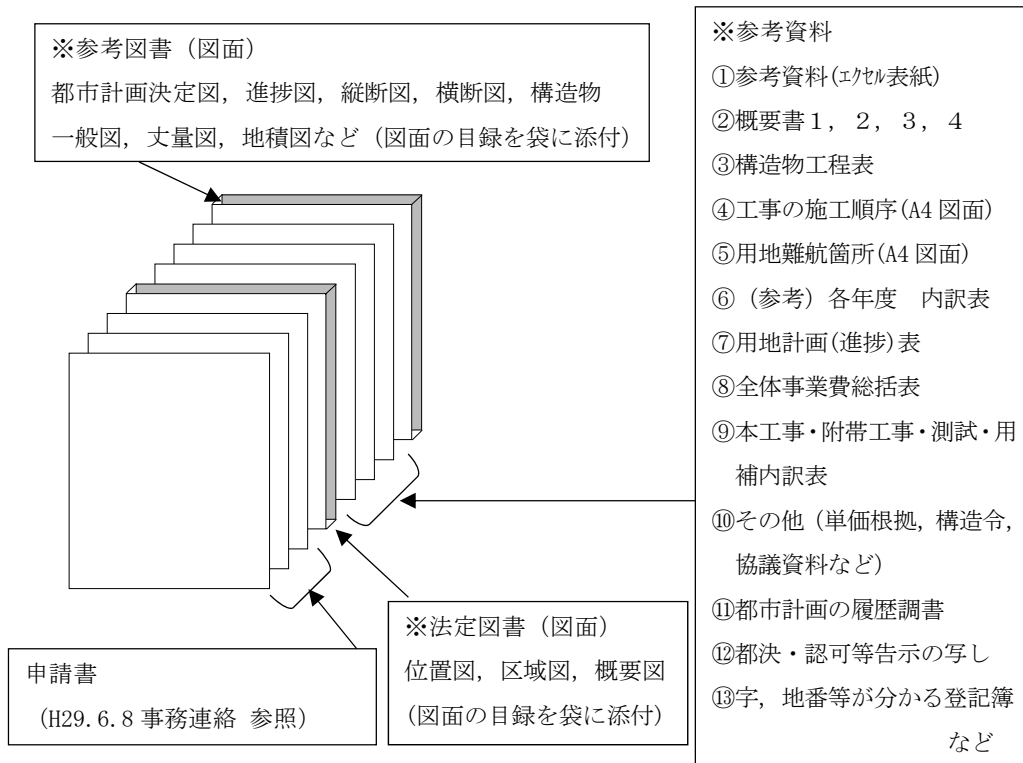
- ① 都市計画決定図（最終）
- ② 縦断図
- ③ 横断図
- ④ 構造図
- ⑤ 丈量図
- ⑥ 新旧対照図（変更の場合で都市計画で区域の変更があった場合）
- ⑦ その他必要な図面

(3) その他添付資料

- ① 都市計画の履歴（都市計画決定図書）
- ② 道路規格諸元表（都市計画決定図書）
- ③ 事業期間スケジュール
- ④ 都市計画決定時等の官報、公報の写し
- ⑤ 起終点の地番確認資料（丈量図、登記簿謄本等）

2-3 留意事項

(1) 申請資料の製本は以下のようにすること。



2-3-1 事業認可

- (1) 施行の名称
県施行の場合は鹿児島県, 市町施行の場合は市町名を記入する。
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
表示は「〇〇都市計画道路事業〇・〇・〇号〇〇〇線」の例に準じ記載する。
- (3) 事業地
 - ① 表示は「鹿児島県〇〇郡, 市〇〇町大字〇〇字〇〇字……及び字〇〇地内」をもって表す。
 - ② 表示に関して次の事項に留意する。
 - ア 表示すべき事業地は都市計画決定されている区域内に限るものとする。
 - イ 収用又は使用の別は所有権の取得を要するか否かの判断により区別する。 (「都市計画法の運用 Q&A」2237 項より)
- (4) 設計の概要
延長, 幅員等を例に準じて記載する。
- (5) 事業施行期間
 - ① 原則として5年以内で確実に施行できる見込みのあるものを定めるものとする。
 - ② 施行者が2年以上先において事業施行を開始する事業単位の事業認可は原則として行わない。
- (6) 位置図
 - ① 縮尺 1/3,000~1/30,000 の街路網図を使用する。
 - ② 事業地を赤の実線で位置表示し, 起・終点を明記する。
 - ③ 起点・終点の字, 地番を赤書で明記する。
- (7) 区域図
 - ① 縮尺 1/2,500 以上の実測平面図を使用する。
(出来るだけ 1/500 を使用する)
 - ② 事業地の収用の部分は薄い黄色で, 使用の部分は薄い緑色で着色する。
 - ③ 字境界表示について
 - ア 大字境界は赤の一点鎖線
 - イ 字境界は赤の点線
 - ④ 起・終点の字地番を赤書で明記する。
 - ⑤ 事業地が計画決定との差異はないか, 必ず確認して行う。
 - ⑥ 凡例を必ず図面に記載する。
 - ⑦ 構造物の旗揚げは表示しない。
 - ⑧ 平面図に個人名や個人所有建物名等を表示しない。
- (8) 概要図
 - ① 事業地区を表示する平面図を使用し, 主要な施設の位置及び内容を表示する。なお, 図示する場合は施設ごとに適宜着色する。ただし, 黄色, 緑色及び赤色は用いない。

(例)

排水工	みず色	防護柵	青色
擁壁工	茶色	暗渠類	みず色の点線
土羽	黄緑	照明類	橙色○
案内標識類	むらさき色	植樹	桃色

- ② 凡例を必ず図面に記載する。
- ③ 構造物の旗揚げは表示しない。
- ④ 平面図に個人名や個人所有建物名等を表示しない。
- ⑤ 認可申請範囲（都市計画決定範囲）を赤線で表示すること。
- ⑥ 交差点に関する情報（本線シフト長，テーパー長，滞留長等）及び，道路線形に関する情報は記載するものとする。
- ⑦ 上記⑥のうち，交差点に関する情報を記載することに代えて，別途，同情報を含む「交差点図」を添付することは妨げない。

(9) 資金計画書

① 収入計画書

収入の確実であると認められる金額を収入金として計上する。

② 支出計画書

適正かつ合理的な基準により算定した経費を支出金として計上する。

(10) その他の国土交通省令で定める図書

申請理由は以下のことを記述する。

(当初認可は県事業のみ，変更認可は全ての事業)

① 路線概要及びその状況

(「事業概要(にったち)」を参考に渋滞、交通安全が阻害されている等)

② 路線の改良状況

(事業認可区間以外の改良状況等)

③ 今回事業が計画された経緯

④ 事業の進捗状況

(用地取得率，工事進捗率等)

⑤ 事業期間延伸の必要性，その理由

(対外的に説明できるよう，他事業等含めて整合を図ること)

2-3-2 変更認可

変更認可の申請については，年度末に申請した場合，認可期間内に手続きが間に合わず，失効することも考えられます。その場合は，都市計画事業（補助）として再度認可を得ることは非常に困難となりますので，前年度までに変更手続きを行うこと。

特に「用地取得難航」による期間延伸の場合などは，事業計画が変更となった時点など，適切な時期に変更認可を申請するように努めること。

(1) 認可書の項目は変更する部分のみを記載せず，別紙例文のように項目の全部を記載する。

(2) 変更認可書は赤黒対照する必要はない。

(3) 事業地

変更する場合，表示は「〇〇年〇月〇日国土交通省（鹿児島県）告示第〇号

の事業地のうち大字〇〇字〇〇地内において事業地を変更し、同事業地のうち大字〇〇字〇〇を削り、同事業地に大字〇〇字〇〇を加える。」をもって表すこと。(注1, 2)

(注1) 当初の認可及び過去における事業地の変更の認可に係る告示年月日及び告示番号を全て列記する。

(注2) 変更内容については、事業地において、同一字内における事業地の変更、字を削る変更及び字を加える変更を併せて行う例を掲げているが、変更の内容によって、3種の変更を組み合わせるものとし、変更がない場合は「変更なし」と記載する。

- ① 変更前 鹿児島県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇地内
- ② 変更後 変更前に同じ又は例1.2.3による。
(例-1) 昭和〇〇年建設省 告示第〇〇号の事業地に大字〇〇字〇〇を加える。
(例-2) 昭和〇〇年建設省 告示第〇〇号の事業地のうち大字〇〇字〇〇を削る。
(例-3) 平成〇〇年国土交通省 告示第〇〇号の事業地のうち大字〇〇字〇〇地内において事業地を変更する。

(4) 事業施行期間

- ① 期間延長の変更を行う場合は、その時点における施行状況等を十分検討し、延長するものとする。
- ② 当該事業の進捗状況を表示する図面を参考資料として添付する。
- ③ 期間の開始は当該事業の認可に係る最初の告示、年月日とする。

(5) 資金計画書

- ① 当該事業の認可に係る過年度の実績も記載する。
- ② 変更では、印刷範囲の都合で(申請年度より前年度以前を)まとめて記載しても構わないが、「(参考)年度別事業費」のシートを作成すること。
- ③ 当初計画を上段赤書きとし、変更を下段黒書きとする。

(6) その他の参考資料

- ① 工事設計書及び設計図は赤黒対照する必要はない。
- ② 過年度の実績事業費総括表を年度毎に必ず添付する。
- ③ 工事設計書は残事業について精算したものを添付する。
- ④ 設計図等は、過年度施工分と残事業分を表示する。

※進捗状況図を添付する。

進捗状況についての着色を次の例に従い、おこなう。

前年度までに	用地買収済		: 黒ハッチ
〃	補償完了		: 黒枠黒ボカシ
〃	工事完了		: 黒ボカシ
当該年度	用地買収済		: 青ハッチ
〃	補償完了		: 青枠青ボカシ
〃	工事完了		: 青ボカシ
翌年度以降	用地買収	(残事業)	: 赤ハッチ
〃	補償家屋	(〃)	: 赤枠赤ボカシ
〃	工事区間	(〃)	: 赤ボカシ

2-3-3 都市計画法施行令第42条第2項に基づくお知らせの作成事例

(1) 都市計画事業認可の告示の場合 (別紙2-1-1)

(政令第42条第2項に基づく掲示文例-省令第53条第1項に基づく掲示を兼用する場合)

都市計画法施行令第42条第2項に基づく都市計画事業のお知らせ

- 1 下記の都市計画事業については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け九州地方整備局長告示第〇〇号^{注1)}で認可の告示(以下「告示」という。)があったので、都市計画法(以下「法」という。)第66条の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け鹿児島県告示第〇〇号^{注2)}で公告(以下「公告」という。)しました。

記

(1) 都市計画事業の種類及び名称

ア 種類 〇〇都市計画道路事業
イ 名称 〇・〇・〇号〇〇通線

(2) 施行者の名称

鹿児島県^{注3)}

(3) 事務所の所在地

〇〇地域振興局建設部(〇〇市(町)〇〇番地)^{注4)}

(4) 事業地の所在

収用の部分 鹿児島県〇〇市(〇〇郡〇〇町)大字〇〇字〇〇地内
使用の部分 鹿児島県〇〇市(〇〇郡〇〇町)大字〇〇字〇〇地内

(5) 図書の縦覧

〇〇市(町)〇〇課、鹿児島県土木部都市計画課、〇〇地域振興局建設部
〇〇課^{注5)}において、公衆の縦覧に供しています。

- 2 上記事業の施行に伴い、事業地内においては、法の規定により、次のような制限を受けます。

(1) 建築等の制限

告示の日以降、事業地内において、事業施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更(切土、盛土、整地)、建築物の建築(新築、増築、改築、移転等)又は移動の容易でない物件(5トンを超える物件)の設置等の行為を行おうとする場合は、鹿児島県知事(市においては市長、権限委譲済みの町村にあっては町村長)の許可が必要です。(法第65条)

また、土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築、大修繕及び物件の付加増築等を行ったときは、あらかじめ鹿児島県知事の承認(土地の形質の変更については、法第65条の許可)を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。(法第73条、土地収用法第89条)

(2) 土地建物の有償譲渡の届出(法67条)

公告の日の翌日から10日を経過した日以降に、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、あらかじめ当該土地建物等、その予定対価の額、譲り渡そうとする相手方及び土地建物等に存する所有権以外の権利の種類、内容等を鹿児島県に書面で届出ることが必要です。

届出後30日以内に届出をした方に対して鹿児島県^{注6)}が買い取りの通知をしたときは、届出書記載の金額で売買が成立したことになります。

なお、届出後、原則として30日間は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。

(3) 罰則(法95条)

上記(2)の届出をしないで土地建物等を有償で譲渡した場合、上記(2)の制限期間内に土地建物等を譲り渡した場合及び上記(2)について虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処せられますのでご注意ください。

届出等詳細につきましては、下記にお尋ね下さい。

〇〇地域振興局建設部〇〇課^{注7)}

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

施行者 鹿児島県^{注8)}

代表者 鹿児島県知事 〇〇〇〇^{注9)}

- 注1) 市町の場合は「鹿児島県告示第〇〇号」とする。
2) 市町の場合は「〇〇市町告示第〇〇号」とする。
3) 市町の場合は「鹿児島県〇〇市町」とする。
4) 市町の場合は「鹿児島県〇〇市町〇〇番地（〇〇市役所・町役場）」とする。
5) 市町の場合は県の事務所（鹿児島県土木部都市計画課、〇〇地域振興局建設部〇〇課）は削除する。
6) 市町の場合は「鹿児島県〇〇市町」とする。
7) 市町の場合は「〇〇市町〇〇課」とする。
8) 市町の場合は「〇〇市町」とする。
9) 市町の場合は「〇〇市町長 〇〇〇〇」とする。

(2) 都市計画変更認可の告示の場合

(別紙2-1-2)

(政令第42条第2項に基づく掲示文例—省令第53条第1項に基づく掲示を兼用する場合)

都市計画法施行令第42条第2項に基づく都市計画事業変更のお知らせ

- 1 下記の都市計画事業については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け九州地方整備局長告示第〇〇号^{注1)}で変更認可の告示(以下「告示」という。)があったので、都市計画法(以下「法」という。)第66条の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け鹿児島県告示第〇〇号^{注2)}で公告(以下「公告」という。)しました。

記

- (1) 都市計画事業の種類及び名称
ア 種類 〇〇都市計画道路事業
イ 名称 〇・〇・〇号〇〇通線
- (2) 施行者の名称
鹿児島県^{注3)}
- (3) 事務所の所在地
〇〇地域振興局建設部(〇〇市(町)〇〇番地)^{注4)}
- (4) 事業地の所在
収用の部分 鹿児島県〇〇市(〇〇郡〇〇町)大字〇〇字〇〇地内において事業地を変更する。
使用の部分 鹿児島県〇〇市(〇〇郡〇〇町)大字〇〇字〇〇地内において事業地を変更する。
- (5) 図書の縦覧
〇〇市(町)〇〇課, 鹿児島県土木部都市計画課, 〇〇地域振興局建設部〇〇課^{注5)}において, 公衆の縦覧に供しています。

- 2 上記事業の施行に伴い, 事業地内においては, 法の規定により, 次のような制限を受けます。

(1) 建築等の制限

告示の日以降, 事業地内において, 事業施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更(切土, 盛土, 整地), 建築物の建築(新築, 増築, 改築, 移転等)又は移動の容易でない物件(5トンを超える物件)の設置等の行為を行おうとする場合は, 鹿児島県知事(市においては市長, 権限委譲済みの町村にあつては町村長)の許可が必要です。(法第65条)

また, 土地の形質の変更, 工作物の新築, 改築, 増築, 大修繕及び物件の付加増築等を行ったときは, あらかじめ鹿児島県知事の承認(土地の形質の変更については, 法第65条の許可)を得た場合を除き, これに関する損失の補償を請求することはできません。(法第73条, 土地収用法第89条)

(2) 土地建物の有償譲渡の届出(法67条)

公告の日の翌日から10日を経過した日以降に, 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は, あらかじめ当該土地建物等, その予定対価の額, 譲り渡そうとする相手方及び土地建物等に存する所有権以外の権利の種類, 内容等を鹿児島県に書面で届出ることが必要です。

届出後30日以内に届出をした方に対して鹿児島県^{注6)}が買い取りの通知をしたときは, 届出書記載の金額で売買が成立したことになります。

なお, 届出後, 原則として30日間は, 当該土地建物等を譲り渡すことはできません。

(3) 罰則 (法95条)

上記(2)の届出をしないで土地建物等を有償で譲渡した場合、上記(2)の制限期間内に土地建物等を譲り渡した場合及び上記(2)について虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処せられますのでご注意ください。

届出等詳細につきましては、下記にお尋ね下さい。

〇〇地域振興局建設部〇〇課^{注7)}

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

施行者 鹿児島県^{注8)}

代表者 鹿児島県知事 〇〇〇〇^{注9)}

- 注1) 市町の場合は「鹿児島県告示第〇〇号」とする。
2) 市町の場合は「〇〇市町告示第〇〇号」とする。
3) 市町の場合は「鹿児島県〇〇市町」とする。
4) 市町の場合は「鹿児島県〇〇市町〇〇番地(〇〇市役所・町役場)」とする。
5) 市町の場合は県の事務所(鹿児島県土木部都市計画課、〇〇地域振興局建設部〇〇課)は削除する。
6) 市町の場合は「鹿児島県〇〇市町」とする。
7) 市町の場合は「〇〇市町〇〇課」とする。
8) 市町の場合は「〇〇市町」とする。
9) 市町の場合は「〇〇市町長 〇〇〇〇」とする。

2-3-4 関係権利者への通知文例

(別紙2-2)

文 書 番 号
平成 年 月 日

(土地建物等の所有者)様

〇〇地域振興局建設部長^{注1)}

〇〇都市計画道路事業〇・〇・〇号〇〇通線の事業認可に伴う制限について(通知)

標記については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで都市計画事業の認可の告示がなされたことに伴い、事業内容においては、下記の制限を受けますのでお知らせします。

記

1 建築等の制限

都市計画事業の認可の告示の日以降、事業地内において、事業施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更(切土、盛土、整地)、建築物の建築(新築、増築、改築、移転等)又は異動の容易でない物件(5トンを超える物件)の設置等の行為を行おうとする場合は、鹿児島県知事(市においては市長)の許可が必要です。(都市計画法第65条)

また、土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築、大修繕及び物件の付加増築等を行ったときは、あらかじめ鹿児島県知事の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。(都市計画法第73条、土地収用法第89条)

2 土地建物等の有償譲渡の届出(都市計画法第67条)

都市計画事業の認可の告示の公告の日の翌日から10日を経過した日以後に、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、あらかじめ当該土地建物等、その予定対価の額、譲り渡そうとする相手方及び土地建物等に存する所有権以外の権利の種類、内容等を鹿児島県に書面で届出ることが必要です。

届出後30日以内に届出をした方に対し、鹿児島県が買い取りの通知をしたときは、届出書記載の金額で売買が成立したことになります。

なお、届出の後、原則として30日間は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。

3 罰則(都市計画法第95条)

上記2の届出をしないで土地建物等を有償で譲渡した場合、上記2の制限期間内に土地建物等を譲り渡した場合及び上記2について虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処せられますのでご注意ください。

届出等詳細につきましては、下記にお尋ねください。

〇〇地域振興局建設部〇〇課^{注2)}

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

注1) 市町の場合は「〇〇市町〇〇部(課)長」とする。

2) 市町の場合は「〇〇市町〇〇部(課)(※担当課を記載)」とする。

3 事業実施

3-1 実施にあたっての留意事項

(1) 用地幅等について

- ① 街路の用地幅は原則として計画決定幅員とする。ただし、計画幅員以上に用地取得が必要な箇所については、原則として計画決定幅員を変更し、用地取得を行うものとする。
- ② 道路境界線は、境界石、境界標等を設け明確にする。

関係市町村
都市計画事業担当課長 殿

鹿児島県土木部都市計画課長

都市計画道路（街路）の事業認可申請書作成要領の改定について（通知）

このことについて、都市計画道路の事業認可申請につきましては、「都市計画道路（街路）の事業認可申請書作成要領の改定について（通知）」（平成27年4月8日付け）により作成及び申請して頂いているところですが、九州地方整備局からの連絡事項を踏まえ、別添のとおり【認可申請書作成要領】を一部改定しましたので通知します。

今後の申請書作成に当たっては、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

問い合わせ先
都市計画課 街路係
〇〇, 〇〇
電話：099-286-3688（直通）
アドレス：toke-gai@pref.kagoshima.lg.jp

【H29.6改定版】

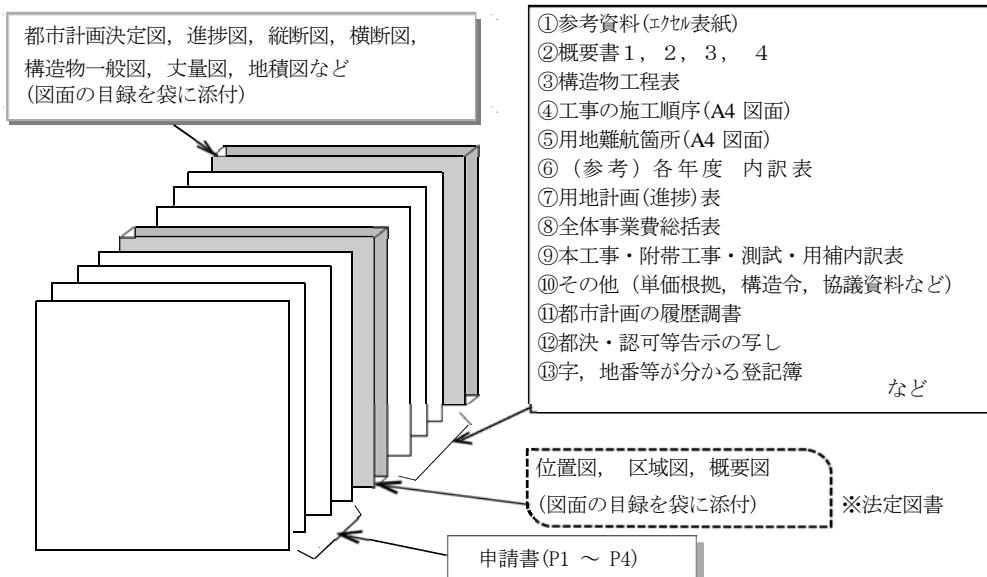
【認可申請書作成要領】

- 1 認可申請書及び参考資料は、別添ファイルを用い作成すること。
- 2 申請書及び参考資料には、それぞれ【留意事項】を添付しているのので、各【留意事項】を熟読の上作成すること。
- 3 下協議を行うので、申請書の製本したものを1部提出すること。
- 4 下協議から申請書の提出は約3箇月要するため、計画的な手続きを行うこと。
- 5 電子データのファイル名については、次の例によること。

例) H29.06.10 ○×△線 申請書.xls
(作成年月日) (路線名) (添付のファイル名)

- 6 認可申請書の背表紙及び表紙は、別紙1を参考に作成する。
- 7 製本は以下のようにすること。

※参考資料



注) ①参考資料には別紙にインデックスを付けること。

②製本は、キングファイル可

8 提出部数

時期	製本	電子データ
下協議	1部(下協議申請書添付)	申請, 概要書1式 (随時修正)
申請時	不要(本申請公文のみ提出)	
計	1部	—

(参考) 事業認可申請に当たり

1 認可の意義

都市計画事業の認可とは、都市計画法の規定に基づき、事業の認可権者である県が都市計画の事業者に対し、具体的な事業の申出に対して与える同意であるとされています。

2 認可の法的効果

- (1)事業の障害となる恐れのある土地形状の変更又は建築に制限
- (2)事業地内の土地建物の有償譲渡について制限があることを施行者が関係権利者に周知する。事業地内の土地建物等に先買い権が発生
- (3)土地所有者は、施行者に対し時価で買い取るべきことを請求できる。
- (4)土地収用法の事業認定の告示とみなされ、事業認可期間内はいつでも裁決の申請を行うことができる。

3 認可等の基準

事業認可の基準は法61条において、申請手続が法令に違反せず、かつ、次に該当するときは承認することができるものとされています。

- ・事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。
- ・事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったこと又はこれらの処分がされることが確実であること。

都市計画との適合性は法定要件ですので、仮に都市計画の決定を受けていない部分について誤って事業認可を受けても、法律上の効力は生じないこととなります。

都市計画決定時の図面と事業認可申請書の図面との間にソゴを生じないように、十分に注意してください。

4 協議において

事業認可は私権を制限するなど法的効果が大きく、また、告示・公告を伴うなど、対外的に説明を求められる可能性があるため、県が申請書を受け付けるまでの下協議に約3ヶ月間を要しています。

特に変更認可は、年度末に申請した場合、認可期間内に手続が間に合わず、失効することも考えられます。その場合は、都市計画事業(補助)として再度認可を得ることは非常に困難となりますので、前年度までに変更手続きをお願いします。

〇〇 第 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

都市計画課長 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

都市計画事業認可申請の下協議について

このことについて、都市計画法第59条第1項の認可の申請をしたいので、下記のとおり協議します。

記

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1 施行者の名称 | 〇〇市 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 〇〇都市計画道路事業
〇・〇・〇号〇〇線 |
| 3 事業計画 | 添付資料のとおり |

〇〇 第 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

都市計画課長 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

都市計画事業認可申請書について（提出）

このことについて、〇〇都市計画道路〇・〇・〇号〇〇線の都市計画事業認可申請書を提出します。

【例】

都市計画事業認可申請書

(当初) 都市計画事業認可申請書
(変更) 事業計画変更認可申請書

〇〇第 号
平成 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

(当初)
市町村：59 条 1 項
県：59 条 2 項
(変更)
6 3 条 1 項

鹿児島県〇〇市〇〇番〇〇

〇〇市

上記代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

都市計画法第 5 9 条第 1 項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 施行者の名称 〇〇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
◎×都市計画道路事業〇・〇・〇号△〇□線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分
鹿児島県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇，字〇〇及び字〇〇地内
 - (2) 使用の部分
なし
 - ロ 設計の概要

起 点 鹿児島県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇地先
終 点 鹿児島県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇地先
延 長 5 0 0 m
幅 員 1 6 . 0 ~ 1 9 . 0 m (車道 9 . 0 m , 歩道 3 . 5 m × 2)
車線の数 2 車線
その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり
 - ハ 事業施行期間

自 平成〇〇年〇〇月〇〇日
(平成〇〇年 〇月〇〇日)
至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

変更の場合、当初を () 書きで表示

添付図書

- 1 事業地を表示する図面
 - イ 位置図 別紙表示のとおり
 - ロ 区域図 別紙表示のとおり
- 2 設計概要を表示する図書
 - イ 概要図 別紙表示のとおり
- 3 資金計画書
 - イ 資金計画書

変更の場合
上段：() 赤書き前回
下段：今回

(単位：千円)

収 入		支 出	
国庫補助金		本工事費	
県費補助金		附帯工事費	
市町村負担金		測量設計費	
都市計画税		用地費及補償費	
受益者負担金		船舶及機械器具費	
公共施設管理者負担金		事務費	
一般歳入			
起債			
その他			
計		計	

凡例
赤：当初
黒：今回

ロ 年度別資金計画書

(単位：千円)

		平成23～ 平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
収入	事業費	(2,040,000) 659,699	(210,000) 338,500	(0) 286,000	(0) 760,000	(0) 205,801	(2,250,000) 2,250,000
	本工事費	(923,949) 57,005	(193,735) 15,836	(0) 191,099	(0) 719,034	(0) 198,067	(1,117,684) 1,181,041
支出	附帯工事費	(0) 0	(6,025) 2,477	(0) 0	(0) 6,025	(0) 0	(6,025) 8,502
	測量設計費	(150,000) 93,804	(0) 13,269	(0) 595	(0) 0	(0) 0	(150,000) 107,668
	用地費及補償費	(876,919) 481,231	(0) 288,203	(0) 83,983	(0) 0	(0) 0	(876,919) 853,417
	事務費	(89,132) 27,659	(10,240) 18,715	(0) 10,323	(0) 34,941	(0) 7,734	(99,372) 99,372
	計	(2,040,000) 659,699	(210,000) 338,500	(0) 286,000	(0) 760,000	(0) 205,801	(2,250,000) 2,250,000

変更の場合、スペースの都合で（申請年度より前年度以前を）まとめて記載しても構わないが、「（参考）年度別事業費」のシートを作成すること。
また、変更の場合、申請年度からは、予定額を記載。

※上段（ ）書きは、当初計画額、
平成29年度以降収支予算額は予定額を計上

凡例
赤：当初
黒：今回

4 事業の施行に関しては行政機関の免許、許可等の処分を必要とする場合において、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

「該当事項なし」

5 その他国土交通省令で定める図書

イ 都市計画事業にかかる都市施設の種類及び名称

種類 道路

名称 ○・○・○号○○線

ロ 申請理由

本路線は、県自動車運転免許試験場から国道10号、九州縦貫自動車道に至る1900mの都市計画道路である。

本路線のうち、旧国道10号から自動車運転試験場方面への500m区間以外は改良済みであるが、未改良区間は住宅街と国道10号を結んでいるため、交通量も多く、踏切もあることから、通勤・通学時には慢性的な渋滞となっている。

このため、県は、平成13年9月に県道として整備する必要があることから旧国道10号から500m区間を都市計画道路として事業認可を取得し、平成20年3月に完成する計画で鋭意整備中である。

平成19年11月末の進捗率は事業費で60%、用地補償費で93%、工事費で15%となっている。

これまで事業に反対している地権者に対し、地元住民の感情を考え、用地交渉は任意交渉で行ってきたが、了解が得られなかったため、土地収用法に基づく裁決申請を行うべく現在作業中であり、土地等の取得が完了し次第、跨線橋の下部工(A2橋台)の施工に着手する予定である。

事業完成のためには、工事工程等について最大限の努力を図っても事業認可施行期間の延伸はやむを得ないものであり、事業施行期間を平成23年3月まで3年間延伸するものである。

申請理由
当初申請時は県事業のみ。
市町村事業の場合は不要。
変更申請時は県・市町村事業ともに必要となる
①路線概要及びその状況
都市計画決定時の理由等と整合を図る
（「にったち」を参考に記載。
渋滞、交通安全が阻害されている等）
②路線の改良状況
（事業認可区間以外の改良状況など）
③今回事業が計画された経緯
④事業の進捗状況
（用地取得率、工事進捗率等）
⑤事業期間延伸の必要性、その理由

6 その他参考事項

イ 都市計画決定年月日

当初) 昭和43年 8月13日

変更) 平成 2年 3月 9日 (Ⅱ・3・3号→3・5・6号)

平成 4年 8月17日 (区域の変更(増))

ロ 事業認可年月日

当初) 平成13年 9月28日

変更認可申請時の場合に記載する

(参考) 各年度 内訳表

(単位: 千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
歳入	(100,000)	(300,000)	(420,000)	(420,000)	(380,000)	(420,000)	(210,000)	(0)	(0)	(0)	(2,250,000)
	60,000	67,000	119,999	204,000	142,000	66,700	338,500	286,000	760,000	205,801	2,250,000
歳出	(0)	(0)	(250,850)	(250,850)	(190,020)	(232,229)	(193,735)	(0)	(0)	(0)	(1,117,684)
	1,470	0	0	0	55,535	0	15,836	191,099	719,034	198,067	1,181,041
							(6,025)		(0)		(6,025)
							2,477		6,025		8,502
測量設計費	(47,250)	(90,750)	(4,000)	(4,000)	(4,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(150,000)
	55,512	22,467	5,582	7,812	383	2,048	13,269	595	0	0	107,668
用地費及補償費	(48,662)	(196,257)	(146,000)	(146,000)	(170,000)	(170,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(876,919)
	0	41,268	108,767	188,988	80,480	61,728	288,203	83,983	0	0	853,417
事務費	(4,088)	(12,993)	(19,150)	(19,150)	(15,980)	(17,771)	(10,240)	(0)	(0)	(0)	(99,372)
	3,018	3,265	5,650	7,200	5,602	2,924	18,715	10,323	34,941	7,734	99,372
計	(100,000)	(300,000)	(420,000)	(420,000)	(380,000)	(420,000)	(210,000)	(0)	(0)	(0)	(2,250,000)
	60,000	67,000	119,999	204,000	142,000	66,700	338,500	286,000	760,000	205,801	2,250,000

※上段 () 書きは、当初計画額、平成29年度以降収支予算額は予定額を計上

変更時に年度をまとめて記載した場合に作成する。
申請年度の前年度までは、実績。申請年度以降は予定額。

【申請書 留意事項】

I 様式関係

(1) 施行の名称

県施行の場合は鹿児島県、市町施行の場合は市町名を記入すること。

(2) 都市計画事業の種類及び名称

表示は「〇〇都市計画道路事業3・2・1号〇〇〇線」の例に準じ記載する。

(3) 事業地

① 表示は「鹿児島県〇〇郡、市〇〇町大字〇〇字〇〇字……及び字〇〇地内」をもって表わすこと。

変更する場合、表示は「〇〇年〇月〇日鹿児島県告示第〇号の事業地のうち大字〇〇字〇〇地内において事業地を変更し、同事業地のうち大字〇〇字〇〇を削り、同事業地に大字〇〇字〇〇を加える。」をもって表すこと。(注1, 2) (今回追加)

(注1) 当初の認可及び過去における事業地の変更の認可に係る告示年月日及び告示

(注2) 変更内容については、事業地において、同一字内における事業地の変更、字を削る変更及び字を加える変更を併せて行う例を掲げているが、変更の内容によって、3種の変更を組み合わせるものとし、変更がない場合は「変更なし」と記載する。

② 表示に関して次の事項に留意する。

イ) 表示すべき事業地は都市計画決定されている区域内に限るものとする。

ロ) 収用又は使用の別は所有権の取得を要するか否かの判断により区別する。

(「都計法の運用 Q&A」 P2237 より)

(4) 設計の概要

① 延長、巾員等を例に準じて記載する。

(5) 事業施行期間

① 原則として5年以内で確実に施行できる見込みのあるものを定めるものとする。

② 施行者が2年以上先において事業施行を開始する事業単位の事業認可は原則として行わないこと。

(6) 資金計画書

変更の場合、例のコメントのとおり2段書きとする。

① 歳入計画書

収入の確実であると認められる金額を収入金として計上すること。

② 歳出計画書

適正かつ合理的な基準により算定した経費を支出金として計上すること。

③ 年度別資金計画書

変更では、例のコメントを参照に作成すること。

必要に応じて「年度別事業費」を作成すること。

(7) その他国土交通省令で定める図書

申請理由は以下のことを記述する。(当初認可は県事業のみ、変更認可は全ての事業)

- ① 路線概要及びその状況
(「にっち」を参考に渋滞、交通安全が阻害されている等)
- ② 路線の改良状況
(事業認可区間以外の改良状況である等)
- ③ 今回事業が計画された経緯
- ④ 事業の進捗状況
(用地取得率、工事進捗率等)
- ⑤ 事業期間延伸の必要性、その理由
(対外的に説明できるように、他事業等含めて整合を図ること)

II 図面関係

(1) 位置図

- ① 縮尺 1/3,000 ~1/30,000 の都市計画図を使用する。
- ② 事業地を赤の実線で位置表示し、起・終点を明記する。
- ③ 起点・終点の字、地番を赤書で明記すること。

(2) 区域図

- ① 縮尺 1/2,500 以上の実測平面図を使用する。
(出来るだけ 1/500 を使用する)
- ② 事業地の収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色する。
- ③ 字境界表示について
イ) 大字境界は赤の一点鎖線
ロ) 字境界は赤の点線
- ④ 起・終点の字地番を赤書で明記すること。
- ⑤ 事業地が計画決定との差異はないか、必ず確認して行うこと。
- ⑥ 凡例を必ず図面に記載する。
- ⑦ 構造物の旗揚げは表示しない。
- ⑧ 平面図に個人名や個人所有建物名等を表示しない。

(3) 概要図

- ① 事業地区を表示する平面図を使用し、主要な施設の位置及び内容を表示する。なお、図示する場合は施設ごとに適宜着色する。ただし、黄色、緑色及び赤色 は用いないこと
(例)

排水	みず	防護	青
擁壁	茶	暗渠	みず色の点
土	黄	照明	橙色
案内標識	むらさき	植	桃

- ② 凡例を必ず図面に記載する。
- ③ 構造物の旗揚げは表示しない。
- ④ 平面図に個人名や個人所有建物名等を表示しない。
- ⑤ 認可申請範囲(都市計画決定範囲)を赤線で表示すること。
- ⑥ 交差点に関する情報(本線シフト長、テーパー長、対流長等)及び、道路線形に関する情報は記載するものとする。
- ⑦ 上記⑥のうち、交差点に関する情報を記載することに代えて、別途、同情報を含む「交差点図」を添付することは妨げない。

※ 参考

【 法定図書 】 図面目録

図面種類	縮 尺
1 位 置 図	1:2,500
2 区 域 図	1:500
3 概 要 図	1:500

【 参考資料 】 図面目録

図面種類	縮 尺
1 都市計画決定図	1:2,500
2 平面図	1:500
3 縦断図	縦1:200 横1:1000
4 横断図 (1)	1:100
5 横断図 (2)	1:100
6 横断図 (3)	1:100
7 横断図 (4)	1:100
8 土工定規図	1:50
9 支障物件 移転移設 平面図	1:50
10 用地実測図原図	1:500
11 用地実測図原図 求積表	—

※ 参考

図面番号	第 1 号	図面番号	第 2 号
図面種類	○・○・○号○○線 都市計画決定図	図面種類	○・○・○号○○線 平 面 図
縮 尺	S=1:2500	縮 尺	S=1:500
図面番号	第 3 号	図面番号	第 4 号
図面種類	○・○・○号○○線 縦 断 図	図面種類	○・○・○号○○線 横 断 図 (その 1)
縮 尺	縦 1:200 横 1:1000	縮 尺	S=1:100
図面番号	第 5 号	図面番号	第 6 号
図面種類	○・○・○号○○線 横 断 図 (その 2)	図面種類	○・○・○号○○線 横 断 図 (その 3)
縮 尺	S=1:100	縮 尺	S=1:100
図面番号	第 7 号	図面番号	第 8 号
図面種類	○・○・○号○○線 横 断 図 (その 4)	図面種類	○・○・○号○○線 土工定規図
縮 尺	S=1:100	縮 尺	S=1:100

【参考資料 留意事項】

I 様式について

(1) 提出書類

当初～黄・赤のシート

変更～青・赤のシート

(2) 当初のスケジュール・用地進捗

① 当初から用地難航箇所が出てきた場合を想定し、収用のスケジュールを入れること。

② 認可後は、収用に移行できるので、遅くとも用地杭設置後の3年か用地買収率8割のルールを適用した後に入れるようにしておく。

③ 当初から「用地進捗」のシートを作成し、スケジュールと合わせておくこと。

(3) 橋梁の工程表

橋梁やそれが主体となる構造物（ボックス、擁壁など）がある場合は、作成すること。

(4) その他の書類

① 事業費総括表は全体とすべての年度について作成すること。

② 本工事・附帯工事内訳表

積算をし、全体の設計書を添付すること。

③ 測量試験費・用地補償費内訳表は全体を提出。

④ 申請理由（一太郎の文書、変更時作成）

概要、経緯、変更理由、今後のスケジュールを記載する。

⑤ 用地の理由で変更をする場合、「図面」シートの上側を参考に平面図を作成すること。

また、特別な交通の切替が必要で施工期間を要することになった場合は、下側を参考に平面図を作成すること。

⑥ 都市計画決定時及び認可申請での構造に関する根拠（道路構造令等の基準）を添付

⑦ 法定図書に記載されている収用等の範囲や起終点の字、地番等が確認できる登記簿等

⑧ 下幅都決をしている場合に、都決図書の参考資料に添付されている詳細な範囲が分かる平面図等

II 図面関係

(1) 都市計画決定図（平面図が都市計画決定図と整合とれているか確認）

(2) 平面図（都決範囲外の附帯工事や旗揚げ等を記載したもの）

凡例を必ず記載する。

(3) 縦断図

(4) 横断図

(5) 橋梁・ボックスなど構造物の一般図

橋梁やボックスカルバートなどの重要構造物を施工する場合は、一般図を添付する。

(6) 丈量図、地積図

(7) 交差点図（今回追加）

参 考 資 料

参考資料

- ・ 都市計画事業変更認可申請概要書
- ・ 用地進捗状況
- ・ 事業費総括表
- ・ 本工事費内訳表
- ・ 附帯工事費内訳表
- ・ 測量及び試験費内訳表
- ・ 用地補償費内訳表
- ・ 各年度事業費
- ・ 上部工架設方法
- ・ 都市計画決定図書の写し
- ・ 事業認可告示の写し
- ・ 申請理由

参考図面

- ・ 都市計画決定図
- ・ 進捗図
- ・ 縦断図
- ・ 横断図
- ・ 丈量図
- ・ 交差点図

都市計画事業認可申請概要書

事業名		〇〇都市計画道路事業 ○・○・○号 〇〇線						
事業主体		〇〇市						
事業箇所		鹿児島県〇〇市〇〇字〇〇 〇〇番〇〇地先 ～鹿児島県〇〇市〇〇字〇〇 〇〇番〇〇地先						
事業費		千円	うち国費	千円				
事業期間		平成	年	月	～ 平成			
取用・使用の別		取用: 事業範囲 使用: なし						
都市計画決定		平成	年	月	当初計画決定			
		起点	終点					
		平成 17	年	6	月 最終計画決定 3・5・10号 山崎線			
		起点	終点					
都決変更内容								
補助採択年度		平成	年度	補助金の種類	社会資本整備総合交付金			
事業の主目的								
事業効果								
道路種別				計画延長	153 m			
事業費の妥当性		用地費	宅地	A=	m ²	A=	m ²	
				C=	千円	田畑等	C=	千円
				C/A	千円/m ²	C/A	千円/m ²	
		補償費		物件数	件	総額	千円	
		工事費		A=	m ²	C=	千円	
		C/A	千円/m ²					
測量設計費		千円	事務費	千円				

都市計画事業認可変更申請概要書

事業名								
事業主体								
事業箇所		変更						
		理由						
事業費		千円	うち国費	千円				
		変更	千円	うち国費	千円			
		理由						
事業期間		平成	年	月	～ 平成			
		変更	～					
都市計画決定年度		平成	年	月	当初計画決定			
		起点	終点					
		平成	年	月	最終計画決定			
		起点	終点					
補助採択年度		平成	年度	補助金の種類	社会資本整備総合交付金			
事業の主目的								
事業効果								
事業の現状								
道路種別				計画延長	153 m			
事業費の妥当性		用地費	宅地	A=	m ²	A=	m ²	
				C=	千円	田畑等	C=	千円
				C/A	千円/m ²	C/A	千円/m ²	
		補償費		物件数	件	総額	千円	
		工事費		A=	m ²	C=	千円	
		C/A	千円/m ²					
測量設計費		千円	事務費	千円				
変更後		用地費	宅地	A=	m ²	A=	m ²	
				C=	千円	田畑等	C=	千円
				C/A	千円/m ²	C/A	千円/m ²	
		補償費		物件数	件	総額	千円	
		工事費		A=	m ²	C=	千円	
		C/A	千円/m ²					
測量設計費		千円	事務費	千円				

都市計画事業認可申請概要書

周辺道路整備備状況	
関連事業の概要	
周辺道路・関連事業の概要図	

※本様式は当初・変更時ともに作成すること。

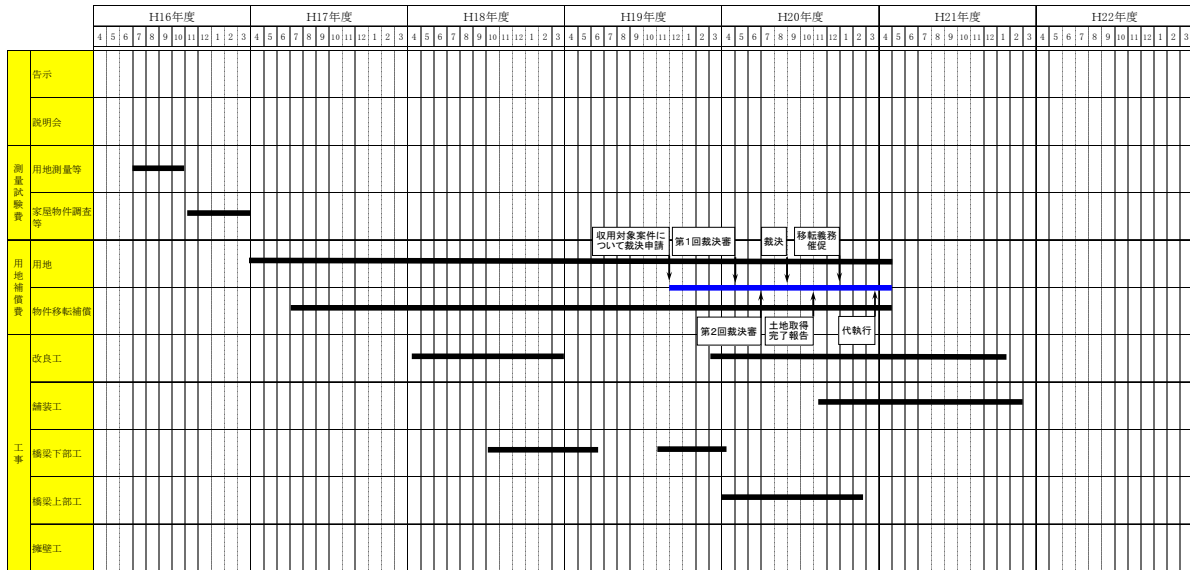
事業認可申請概要書3

概3構

都市計画道路名					
道路区分	第4種 2級				
設計速度	km/h				
現道交通量	台/日 (H)				
計画交通量	台/日 (H)				
	幅員				備考
	採用値	標準値	特例値等		
横断面	一般部				
	車線				
	中央帯				
	側帯				
	路肩				
	停車帯				
	自転車道				
	歩道				
	植樹帯				
	副道路				
橋梁部(交差点)	採用値	標準値	特例値等		
	車線				
	中央帯				
	側帯				
	路肩				
	停車帯				
	自転車道				
	歩道				
	植樹帯				
平面曲線	採用値	標準値	特例値等		備考
	最小曲線半径				
	緩和区間長				
	最大片勾配				
	縦断勾配				
	最小曲線半径凸				
	最小曲線半径凹				
	最小曲線長				
	視距				
	直線部横断勾配				
合成勾配					
交差点	同一箇所同一平面で5以上交会していないか？				
	視認距離・曲線半径・縦断線形は適切か？				
	横断構成・幅員は適切か？				
	右左折車線は適切に設けているか？シフト長等は適切か？				
その他					

※本様式は、当初事業認可時や道路構造等の変更認可時に参考資料として提出すること。
 ※上記の項目は、あくまで参考として記入しており、各路線毎で随時、項目の追加、削除等を行うこと。
 ※特例値等を用いた場合は別途根拠資料を合わせて提出するとともに、備考欄に理由を記載のこと。
 ※申請区間に交差点がある場合は、交差点解析資料も合わせて提出すること。
 (交差点の方向別交通量や交差点飽和度、必要滞留長が分かる資料)
 ※事業認可の範囲に複数路線ある場合(交差道路等)は路線毎に同様の資料を作成すること。

事業名： _____



※スケジュール表は当初事業認可、変更認可時（変更内容を問わず）に必ず提出すること

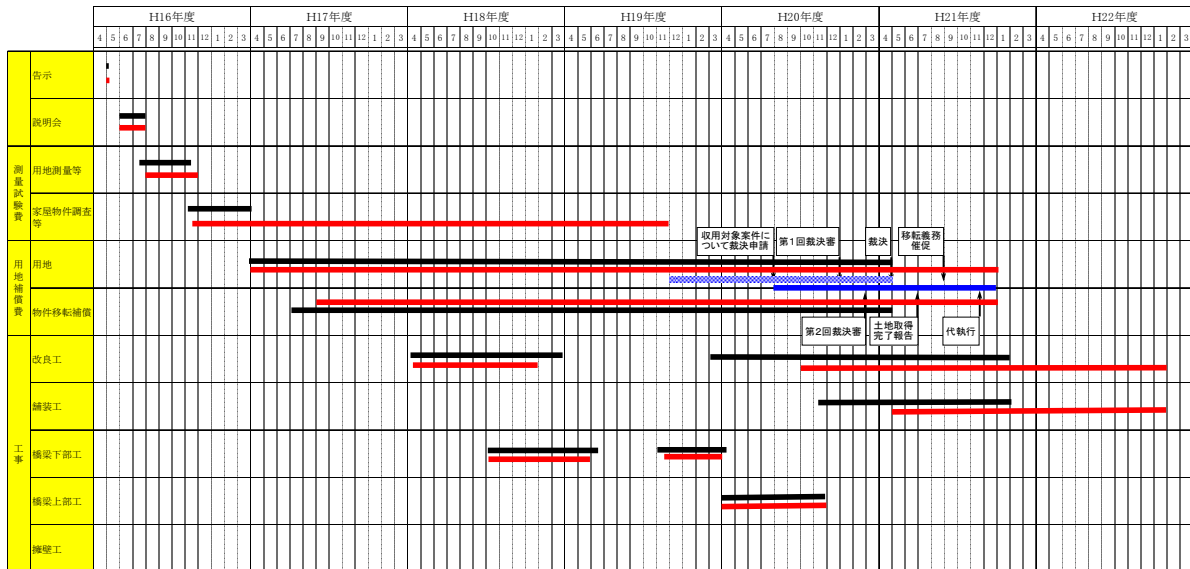


※このスケジュール表はあくまで参考として示しているものであり、分かり易く表を工夫しても構わない。

（例えば、説明上、工区に分けて説明すれば分かり易い等あれば随時スケジュール表を修正してください）

2017/7/11

事業名： _____



変更理由	
------	--



2017/7/11

〇・〇・〇号 〇〇線 用地補償 計画表

	全体事業費	区分	H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32		H33	
			金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率
用地費	56,978	計	(31,744)	(55.7%)	(56,978)	(100.0%)	(56,978)	(100.0%)	(56,978)	(100.0%)	(56,978)	(100.0%)	(56,978)	(100.0%)	(56,978)	(100.0%)	(56,978)	(100.0%)
			31,744	55.7%	25,234	44.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
補償費	98,022	計	(68,256)	(69.6%)	(98,022)	(100.0%)	(98,022)	(100.0%)	(98,022)	(100.0%)	(98,022)	(100.0%)	(98,022)	(100.0%)	(98,022)	(100.0%)	(98,022)	(100.0%)
			68,256	69.6%	29,766	30.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	155,000	計	(100,000)	(64.5%)	(155,000)	(100.0%)	(155,000)	(100.0%)	(155,000)	(100.0%)	(155,000)	(100.0%)	(155,000)	(100.0%)	(155,000)	(100.0%)	(155,000)	(100.0%)
			100,000	64.5%	55,000	35.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

◎上段：(累計)，下段：当該年度

注1) 本表は、当初の時は、「用地補償 計画表」。変更時には「用地補償 進捗表」とすること。

注2) 本表は、当初から作成し、収用(裁決申請)の時期を工程表と合わせておくこと。なお、当初の場合は「実績」の行を非表示にすること。

注2) 用地補償費の累計が80%を越えた場合は、自動的に赤字になるようになっている。

注3) 変更時には「当初で収用を考えていたのに、裁決申請を行わなかった理由」をまとめておくこと。

〇・〇・〇号 〇〇線 用地補償 進捗表

	全体事業費	区分	H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32		H33	
			金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率	金額	進捗率
用地費	283,970	計			(120,000)	(42.3%)	(220,000)	(77.5%)	(270,000)	(95.1%)	(283,970)	(100.0%)	(283,970)	(100.0%)	(283,970)	(100.0%)	(283,970)	(100.0%)
			0	0.0%	120,000	42.3%	100,000	35.2%	50,000	17.6%	13,970	4.9%		0.0%		0.0%		0.0%
用地費	283,970	実績			(14,381)	(5.1%)	(59,369)	(20.9%)	(139,049)	(49.0%)	(165,129)	(58.2%)	(165,129)	(58.2%)	(165,129)	(58.2%)	(264,578)	(93.2%)
			0	0.0%	14,381	5.1%	44,989	15.8%	79,680	28.1%	26,080	9.2%		0.0%		0.0%	99,449	35.0%
補償費	569,447	計			(200,000)	(35.1%)	(380,000)	(66.7%)	(500,000)	(87.8%)	(560,000)	(98.3%)	(565,000)	(99.2%)	(565,000)	(99.2%)	(569,477)	(100.0%)
			0	0.0%	200,000	35.1%	180,000	31.6%	120,000	21.1%	60,000	10.5%	5,000	0.9%		0.0%	4,477	0.8%
補償費	569,447	実績			(26,887)	(4.7%)	(90,667)	(15.9%)	(199,975)	(35.1%)	(254,375)	(44.7%)	(254,375)	(44.7%)	(254,375)	(44.7%)	(443,129)	(77.8%)
			0	0.0%	26,887	4.7%	63,779	11.2%	109,308	19.2%	54,400	9.6%		0.0%		0.0%	188,754	33.1%
計	853,417	計			(320,000)	(37.5%)	(600,000)	(70.3%)	(770,000)	(90.2%)	(843,970)	(98.9%)	(848,970)	(99.5%)	(848,970)	(99.5%)	(853,447)	(100.0%)
			0	0.0%	320,000	37.5%	280,000	32.8%	170,000	19.9%	73,970	8.7%	5,000	0.6%		0.0%	4,477	0.5%
計	853,417	実績			(41,268)	(4.8%)	(150,036)	(17.6%)	(339,024)	(39.7%)	(419,504)	(49.2%)	(419,504)	(49.2%)	(419,504)	(49.2%)	(707,707)	(82.9%)
			0	0.0%	41,268	4.8%	108,768	12.7%	188,988	22.1%	80,480	9.4%		0.0%		0.0%	288,203	33.8%

◎上段：(累計)，下段：当該年度

注1) 本表は、当初の時は、「用地補償 計画表」。変更時には「用地補償 進捗表」とすること。

注2) 本表は、当初から作成し、収用(裁決申請)の時期を工程表と合わせておくこと。なお、当初の場合は「実績」の行を非表示にすること。

注2) 用地補償費の累計が80%を越えた場合は、自動的に赤字になるようになっている。

注3) 変更時には「当初で収用を考えていたのに、裁決申請を行わなかった理由」をまとめておくこと。

〇・〇・〇号 〇〇線 全体事業費総括表

単位：円

費 目	金 額	適 用
事 業 費	485,000,000	
工 事 費	485,000,000	
本 工 事 費	295,500,000	
附 帯 工 事 費	0	
測 量 設 計 費	34,500,000	
用 地 補 償 費	155,000,000	
用 地 費	56,978,000	
補 償 費	98,022,000	
事 務 費	0	
備 考		

〇・〇・〇号 〇〇線 H〇〇 事業費総括表

単位：円

費 目	金 額	適 用
事 業 費		
工 事 費		
本 工 事 費		
附 帯 工 事 費		
測 量 設 計 費		
用 地 補 償 費		
用 地 費		
補 償 費		
事 務 費		
備 考		

工事費総括表

(〇・〇・〇号 〇〇線)

費目	道路改良	橋梁	合計
本工事費	(119,181,000)	(998,503,000)	(1,117,684,000)
	182,538,000	998,503,000	1,181,041,000
附帯工事費	(6,025,000)		(6,025,000)
	8,502,000		8,502,000
合計	(125,206,000)	(998,503,000)	(1,123,709,000)
	191,040,000	998,503,000	1,189,543,000

土木工事費内訳表

(〇・〇・〇号 〇〇線)

費目	工種	種別	単位	数量	金額	摘要
本工事費	道路改良 橋梁		式 式	1	円	
				1		
本工事費 計	計 (工事原価) (請負) 工事費計	直接工事費計				
		共通仮設費計 小計 (純工事費) 現場管理費	式	1		※消費税を含む
		一般管理費等	式	1		

本工事費内訳表

(〇・〇・〇号 〇〇線)

1/2

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要		
本工事費	道路改良	土工	切土	m ³	1,700	276	469,200			
			盛土	m ³	2,600	148	384,800			
			購入土	m ³	2,000	688	1,376,000			
		擁壁工	L型擁壁工	m	120	48,588	5,830,560			
			補強土壁工	m ²	1,600	6,539	10,462,400			
			ブロック積工	m ²	80	27,181	2,174,480			
		排水構造物工	U型側溝	m	360	20,637	7,429,320			
			L型側溝	m	46	6,773	311,558			
			集水柵工	式	1		197,598			
		付属物工	転落防止柵工	m	129	6,150	793,350			
			ガードレール工	m	49	7,620	373,380			
		構造物撤去	Co構造物	m ³	70	12,880	901,600			
			舗装版	m ²	1,600	112	179,200			
			処分費	式	1		1,359,230			
		舗装工	置換工	路床置換工	m ²	1,130	944	1,066,720		
				舗装工						
		橋梁工	舗装工	下層路盤工	m ²	1,130	587	663,310		
				上層路盤工	m ²	1,130	644	727,720		
				車道基層工	m ²	1,130	1,685	1,904,050		
				車道表層工	m ²	1,130	1,639	1,852,070		
				歩道舗装工	m ²	541	1,960	1,060,360		
				上部工	コンクリート上部工	式	1		46,796,000	
					下部工	橋台工	式	1		60,981,874
			直接工事費					147,294,780		

2/2

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	
本工事費			運搬費	式	1		7,328,408		
			安全費	式	1		26,480,000		
			共通仮設費	式	1		20,216,000		
			共通仮設費計					54,024,408	
			純工事費					201,319,188	
			現場管理費	式	1		48,459,000		
			工事原価					249,778,188	
			一般管理費等					45,221,812	消費税含む
			請負工事費計					295,000,000	

附帯工事費内訳表

(〇・〇・〇号 〇〇線)

費目	工種	種別	単位	数量	金額	摘要
附帯						円
工事費	道路改良		式	1		
	橋梁		式	1		
		直接工事費計				
		共通仮設費計				
		小計 (純工事費)				
		現場管理費	式	1		
	計 (工事原価)	一般管理費等	式	1		※消費税を含む
	(請負)					
本工事		工事費計				
費計						

測量設計費内訳表

(〇・〇・〇号 〇〇線)

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
測量							円	
設計								円
費		委託料	地質調査	式	1		9,000,000	
			測量	km	0.15		1,500,000	
			道路詳細計	km	0.15		3,500,000	
			橋梁詳細計	式	1		13,500,000	
			家屋調査	件	1		4,000,000	
			建物損傷調査	式	2		3,000,000	
計							34,500,000	

用地費及び補償費内訳表

(〇・〇・〇号 〇〇線)

費目	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
用地費及び補償費	土地買収費					円	円
						56,978,000	
		宅地	㎡	45	62,000	2,790,000	
		準住宅地	㎡				
		畑地	㎡				
		山地	㎡				
		原野	㎡				
		雑種地	㎡				
		立校用地	㎡	874	62,000	54,188,000	
	建物等買収	建物買収費	戸				
		工作物買収費	件				
		立竹木買収費	件				
	権利費消滅	地上権消滅費	件				
		小作権消滅費	件				
		借地権消滅費	件				
		借家権消滅費	件				
	権利制限料						
	物件移転補						98,022,000
		建物移転補償費	戸	1		92,000,000	
		工作物移転補償費	式	1		4,000,000	
	動産移転補償費						
	立竹木移転補償費						
	墳墓移設補償費						
	電柱移設補償費						
	瓦斯管移設補償費						
	電纜移設補償費						
	電軌道移設補償費						
	上水道移設補償費						
	下水道移設補償費						
	営業補償費						
	仮住居補償費						
	地代家賃減取補償費						
	借家人補償費						
	移転雑費補償費	式	1		2,022,000		
	その他の補償費						
農業補償費							
漁業補償費							
残地等損失							
	残地等損失補償費						
	残地等工事費補償						
その他の措							
	離職者補償						
減価補償金							
公共施設管							
負担金							
対補給付差							
計						155,000,000	

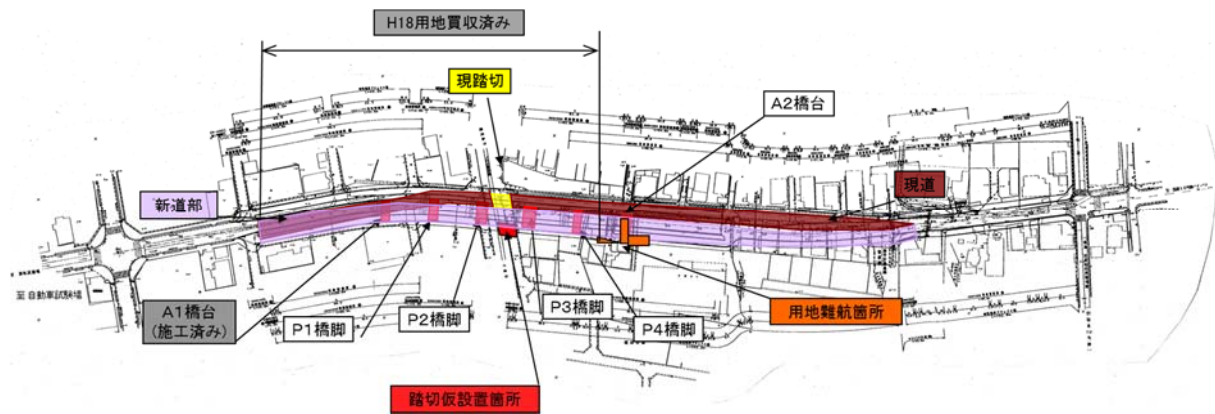
都市計画の履歴調書

種類	〇〇都市計画道路
名称	〇・〇・〇号 〇〇線
市町村名	始良郡始良町東餅田地内

告示年月日

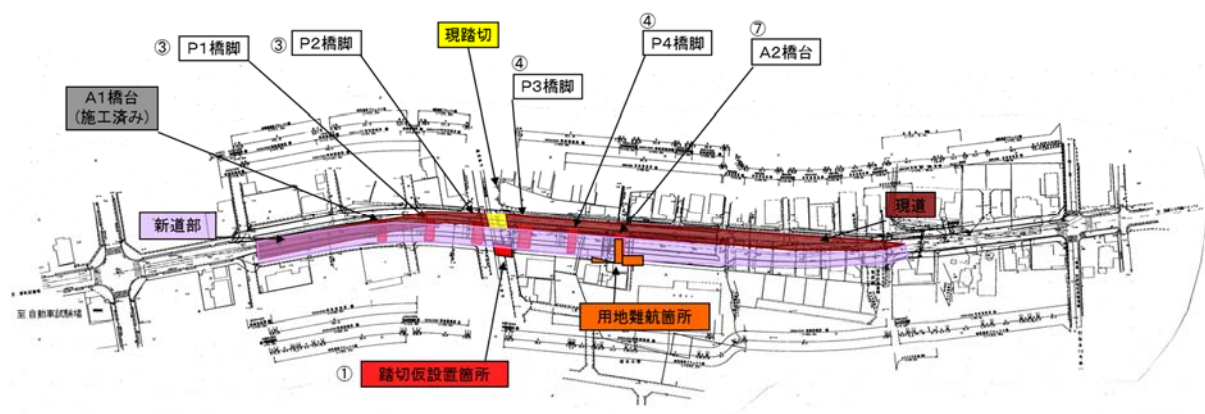
日付等	主な事項	変更の内容
昭和43年 8月13日 (当初)	計画決定 延長 L=1,040m 幅員 w=12m	II・〇・〇号 〇〇線
平成2年 3月9日	計画決定	3・〇・〇号 〇〇線に変更
平成4年 8月17日	計画決定 延長 L=1,900m 幅員 w=16m	区域の変更

錦原線 用地進捗



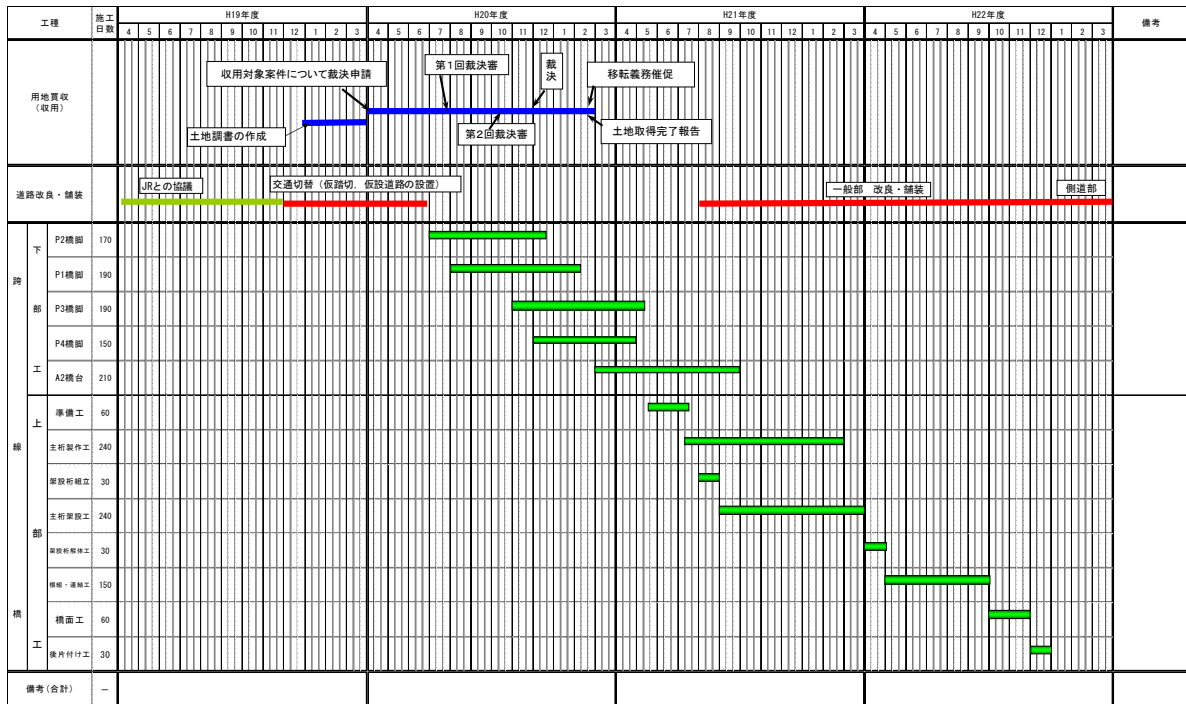
- ・ A1 橋台の部分は H18 に用地買収が完了し、その後工事着手。
- ・ P1～P4 の部分は、工事着手可能であったが、仮踏切の設置が出来ず、工事着手が出来なかった。

錦原線 施工順序



- ① 踏切の仮設工事を行う。
- ② 用地買収難航箇所を避け、橋梁下部工の左右に仮設道路を設け、交通の切替を行う。（上下セパレートにする）
- ③ P1, P2 橋脚の工事に着工する。
- ④ P3, P4 橋脚の工事に着工する。
- ⑤ 用地難航箇所、収用が終わる。
- ⑥ A2 橋台付近の仮設道路を施工し、交通の切替を行う。
- ⑦ A2 橋台の工事に着手する。
- ⑧ 上部工の工事、跨線橋前後の改良を施工する。
- ⑨ 上部工完成後、跨線橋へ交通の切替を行い、仮設道路として使用していた箇所（側道部）の改良工事を行う。

跨線橋 周辺部 工程表



錦原線 事業計画変更認可申請 資料

1 概要

本路線は、国道10号から県自動車試験場へアクセスする道路である。また帖佐第一区画整理事業による人口増加により、通勤、通学には大変混雑し危険な状況であるとともに、踏切による交通渋滞も見受けられる。

当該区間の整備により交通円滑化及び地域活性化を図ることを目的にH13に事業を着手し、H19完成を目処に整備を推進してきた。

(都市計画道路の整備状況)

都市計画道路錦原線は、県自動車試験場から国道10号、九州縦貫自動車道に至る1900mの道路である。

当事業認可区間(L=500m)の旧国道10号からJR日豊本線付近までは、未改良区間であるが、前後は改良済みである。

2 経緯

- ① H13 に関係地権者を集め地元説明会を開催する。説明会において出席した地権者に土地の立ち入りの了承を得る。
- ② H14 詳細測量設計委託を発注。跨線橋終点側の地権者に「説明会の案内が無かったため、土地の立ち入りを拒否する」と言われ、土地の立ち入りが出来ず、用地測量が出来なかった。(地権者は当時そこに住んでおらず、案内を出せなかった。)
- ③ 測量設計委託が終了したH14.8～用地買収に取りかかり、跨線橋の起点側についてはH18に用地買収が完了した。それを受け、交通の切替に支障のないA1橋台の工事に着手した。
- ④ 上記地権者にH15～H19にかけ任意交渉にて用地買収を試みたが、事業に反対であるため、話を聞いてもらえる状況でなかった。
- ⑤ H19に上記地権者以外は用地買収が完了する予定。

3 変更理由

- ① 用地測量が終了し、3年が経過したH17.8～収用の手続きに入れたが、用地所得率が49%(H17末)と低く付近の住民や未買収地の地権者の感情を考え裁決申請を行わず、任意交渉を行った。
- ② 跨線橋起点側はH18迄に用地買収が終了したが、起点側に自動車試験場があり大型2種、牽引自動車の練習・試験コースとなっているため、自動車試験場との協議で交通止が出来なかった。
交通の切替には、仮踏切の設置が必要であるが、仮踏切の設置期間が長期になり、交通安全上の問題からJRとの協議に時間を要した。そのため、仮踏切の設置を必要としないA1橋台しか施工できなかった。

4 今後のスケジュール

- ① 上記地権者の土地に立入り、土地調書の作成を行う。
- ② 仮設踏切を設置し、交通の切替を行う。
- ③ 土地調書ができ次第、裁決申請を行う。
- ④ 跨線橋の下部工に着手(A2橋台を除く)。
- ⑤ 用地買収が終了し、A2橋台の工事に着手。
- ⑥ 上部工の工事に着手、同時に前後の改良・舗装工事を行う。
- ⑦ 跨線橋完成後、交通の切替を行い、側道部の改良・舗装工事に着手。

収用及び工事の工程を考えた結果、事業認可期間を3年延伸したい。